

件名：特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告

定型共通 4
(商工労働部ものづくり振興課)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年8月14日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 液体クロマト四重極質量分析装置（Q-T O F）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者
 - (2) 県の求めに応じ、物品等の納入の場所に従業者を派遣できる体制を有する者
 - (3) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ その他入札説明書に定める申請書等
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県商工労働部ものづくり振興課のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2337 メールアドレスaa055301@pref.okinawa.lg.jp
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年8月28日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する液体クロマト四重極質量分析装置（Q-T O F）に係る一般競争入札に限り、適用する。